

では、なぜ国内に影響すると困るのか。それは、子供の連れ去り、引き離しビジネスがでなくなるからです。

私も現在、月に十四万円、給与から強制徴収としてお金を取られています。娘が、ほぼ三年間、どのような生活をしているのかも全くわからないまま、金だけは裁判所から毎月強制徴収されます。私が親権を奪われれば、養育費との名目で、娘が大学卒業するまでの間、月に何万円もの金を給与から強制徴収されます。トータルで数千万円は下りません。その最低でも一割を弁護士は報酬としてピンはねできます。こんな案にもうけられるビジネスはありません。妻の父親は私に対して、あなたは公務員だから取りっぱぐれがないと弁護士から言われたと笑いながら言っていました。まさにそのとおりです。

ハーグ条約に反対する弁護士らがいたら、ぜひ聞いていただきたいのは、あなたは幾つの家庭を壊しましたか、それで一体幾らもうけたのですかということですか。

このように、弁護士らが子供の連れ去り、引き離し、そして虚偽のDVを教唆しています。子の利益など全く考慮していません。明らかに、それにより、多くの罪なき親子が引き裂かれております。一番の被害者は子供です。これは、ハーグ条約で問題となっている国際間だけの問題ではありません。

しかし、弁護士らにこのような連れ去りビジネスをやめるように指導したところで意味がありません。弁護士の仕事は裁判に勝つことです。勝たなければ報酬も得られません。結局、子供や子供を思う親を利用して荒稼ぎする弁護士をつくり出しているのは裁判官です。

拉致司法と呼ばれるような国内の子供の連れ去り、引き離し問題を解決するため、一昨年、民法七百六十六条が改正され、離婚時に、子の利益を最優先に考慮し、面会交流その他について夫婦で協議するように規定されました。

その国会審議の中で、法務大臣が、裁判官に親

権者、監護権者を決定する際の判断基準として、継続性の原則を使うべきではないこと、そして寛容性の原則を基準の一つとして採用すべきことと言及しました。

この立法趣旨を踏まえ、裁判官が従来の親権、監護権決定の判断基準を改めれば、私は娘と二年前にともに生活できるようになっていたはずですが、しかし、裁判官らはこのような基準を徹底的に無視しています。

前述の若林裁判官が公文書に記載した文言は、まさに今の裁判官の意識をそのまま文字にしたにすぎません。国会で法務大臣が何を言おうが、法改正しようが、そんなことは関係ないということです。最高裁は、若林裁判官がこれだけメディアで非難されていても、懲戒処分一つしません。彼が誤ったことなどを言っているとは全く思っていないということですか。

民法七百六十六条が改正された一昨年から、民法七百六十六条の改正について、最高裁家庭局の裁判官や法務省民事局に出向している裁判官らは、国会で聞かれれば、民法七百六十六条の立法趣旨を周知徹底しますと答弁してきております。しかし、子供を連れ去った親、引き離しをしている親を監護権者、親権者として不適格としている判決が出されたとの話は一切聞きません。彼らは、一体何年たてば周知し終わるのでしょうか。

裁判官らが態度を一切改めることがない中で、多くの親が子供を連れ去られ、会えないことを苦に自殺しています。裁判所の判決直後、妻の実家の庭で首をつった父親もいます。彼らは裁判官らにより殺されたと言っても過言ではありません。

裁判官らを含め、裁判所にいる公務員がどのような者かを象徴する資料があります。裁判所職員が書いたブログで、お手元に入れてあります。そこに書いてあることを読み上げますと、自分の要望が通らないからといって自殺を図ろうとする当事者、自分の要望が通らないイコール裁判所が相手の味方をしていて完全に妄想中、もうだめだと窓から飛びおろしようとしたりして本当に迷

惑だ、裁判所でやられると後始末が大変だからやめてくれ、ああ、敷地の外ならいつでもどうぞ。私は、このブログを見て、全く驚きませんでした。私なり多くの子供を連れ去られた親たちが裁判所で出会う職員は、裁判官を初め、皆このようなものです。多くのこのような意識が司法全体に蔓延しているのだと考えれば、なぜ、民法七百六十六条を改正しようが裁判官らが先例を変更しないかわかるはずですが、ハーグ条約に批准しても、裁判官らは全く行動を改めることはないでしょう。

国会議員の方には、ぜひ、民法改正のときと同じ轍を踏まないでほしいと思います。裁判官ら、それから裁判所から出向している法務省民事局の公務員、彼らに絶対にだまされたいとは思いません。

具体的には、ハーグ条約批准を機に、面会交流などについて裁判官らの裁量の余地が残されている部分については、極力裁判官の裁量を許さないよう、法解釈を確定させてほしい。それから、ぜひ、国内の裁判所の運用を国際的なルールと整合性をとるよう、条文の修正をしていただきたいと思えます。附則でも構いません。そうしなければ、裁判官らによつて殺された親や、親を殺された子供たちが救われません。

最後に、私の話に戻りますが、私の中の娘の記憶は二歳でとまったままです。娘は、父親がどこにいるかわからないまま三年近く過ごしています。誕生日、クリスマス、夏休み、それからこれから来るゴールデンウィーク、普通の親子が一緒に体験できるはずのことが全くできていません。娘は、今は父親に捨てられたと思っているでしょう。

私は妻を非難するつもりはありません。弁護士に、親権をとりたければ夫をだまして娘を実家に連れ去らなければだめだ、夫に先に奪われたら決して裁判に勝てない、二度と子供に会えないと言われて、それにあらがえる者が世の中にどれだけいるでしょうか。そして、一度子供を連れ去って

しまえば、もう後には戻りません。親権を奪うためには、弁護士に言われるがまま、あらゆる手段を使うこととなります。虚偽のDVの主張などもやらざるを得ません。

私の家庭は、どこにでもある普通の家庭であり、妻も私も娘に愛情を持って接していました。単に、妻と私とが、ともに仕事を続けたいと考えていただけの家庭です。

しかし、この日本の司法のせいで、娘は私と三年近く会うことができない状態となり、私は裁判官にDV男と認定されました。不毛な裁判を二年近く続け、私と妻、そして娘の人生はめちゃめちゃにされました。もうこの失われた三年間は戻ってきません。

繰り返すようになりますが、私のケースは決して特殊ではありません。誰でも、弁護士に狙われたが最後、ある日突然、子供を奪われ、私と同様の状況となります。一度は一生をとにもすると誓った者と徹底的に闘わされます。

裁判官も弁護士も、徹底的に夫婦で争ってもらわなければ仕事になりません。金になりません。子供を誘拐された上に虚偽のDVで訴えられて、冷静でいられる者など誰もいません。そこまでやられれば、夫婦で協議することなど決してできなくなります。それが弁護士や裁判官が望む状況です。

数年にわたり、裁判官と弁護士らにより家庭を徹底的に破壊された後に残るのは、一人で家事、育児、仕事をこなさなければならぬ親、それから子供に会えない親、それから親に会えない子供です。裁判官と弁護士以外、誰も得をしない仕組みです。

最後に訴えたいのは、このような悲惨な境遇に置かれる親子というのは私たちが最後にしていただきたいということです。法律、国会を完全に無視して好き勝手にしている裁判官らを放置しないでほしいと思います。私もそうですが、彼らは単にテストが得意なだけです。国民から、この国、社会を任されているわけではありません。

ぜひ、国民の代表である国会議員の方々が責任を持って、この国にいる子供たち、そして日本人を親に持つ子供たちが、両方の親からきちんと愛情を感じて育つことができる仕組み、皆が笑って暮らせる仕組みに改めていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。(拍手)

○石田委員長 ありがとうございます。

次に、大津参考人にお願ひいたします。  
○大津参考人 私は、日本国内で女性と子供のための緊急シェルターに長年かかわってきました。大津恵子といひます。

二〇〇一年に制定されましたDV防止法の策定や改正に、被害当事者とともに力を注ぎました。シェルターの利用者の八〇％近くがDVの被害者です。多くの日本人及び外国籍の女性と子供が避難してまいります。

子供たちは、直接親からの虐待を受けなくても、そのような場面を見たり、夫婦の緊張感や夫婦の問題の影響を受けていて、望ましい環境に恵まれていないと言えませんが、特に、自分の目の前で母親が父親に殴られる、父親の暴力が自分に向かってくる、いつ爆発するかわからない父親の暴力におびえながら暮らすという体験は、幼い子供にはかり知れないほどの傷を残します。

多くの専門家の指摘にあるように、子供にとってトラウマからの回復の最低条件は、安全な場の確保です。

子供たちは、シェルターに来ますと、まず不安で母親から離れられない、分離不安が強くなることが多いです。シェルターで思いどおりにいかにいことが起こると、父親と同じような暴言、ばかやろう、死ぬ、殺すぞなどと吐き、また、母親やシェルターにいるほかの子供たちに暴力を振るうことがあります。例えば、叱られたり注意されたりしますと、お母さんをおどすこともあり、入所期には、不眠、お漏らししていた子供が、スタッフに褒められたり、だっこしてもらったり、感情を受けとめてもらったりすることに、次第に落ちついてきます。母親が安全な場所

と感じることによって、子供たちも落ちついてきます。

私がハーグ条約のことを聞きましたのは二年前です。アメリカから子供を連れて逃げ帰った女性と子供に会いました。女性は、DVの被害者であるにもかかわらず、アメリカでは子供を連れ去った者として犯罪者扱いでした。アメリカは、DVの対策については日本より十年以上も進んでいる国です。その中で、被害者であるにもかかわらず、ウオラントと賞金つきの指名手配を受けることに、大変な衝撃を受けました。また、そのことを信じられませんでした。

在米日本人女性へのDVの現実に光を当てたのは、ミシガン大学社会福祉大学院准教授の吉浜美恵子さんによる、二ニューヨーク市保健衛生局、二〇〇四年の調査でした。

この調査によると、親密なパートナーに殺された人の五％は移民であったといひます。日本でもDV被害者が多発しており、内閣府の調査でも、女性が四人に一人、身体的暴力を受けており、三日に一人、配偶者によって殺されています。しかし、在米日系女性のDV被害率はもっと高く、およそ半分の女性が身体的暴力を受けているとの調査もあります。

二〇〇四年の吉浜さんによる調査は、在米日本人女性によるDV通報率の低さを指摘し、在米アジア人DV被害者を支援する資源が非常に不足していることを指摘しています。調査当時、在米アジア人の総人口に対してシェルターは四力所しかない、これらの機関はアジア人が集中する地域にあり、地方に住む被害者は保護を求めるところまで行かなければならなかったと書かれてあります。

その後、在米のアジア人の人口も飛躍的に増加していますので、アジア系住民への支援も少しずつふえていくようですが、それでも、移民女性や子供への支援が圧倒的に不足している現実、十年前とはそれほど変化していないと推測できま

私は、日本にいる外国籍女性と子供を支援する者として、外国に生活する日本人女性や子供が、移民であることによって暴力の被害を受けやすいこと、被害からの救済にたどり着くことが困難なことは十分理解できます。そのために、やむを得ず子供を連れて一時的に自国に避難することが起こるので。

日本にいる外国籍女性も同じ状況です。言葉や文化の背景による習慣の違い、家族がそばにいないなど、女性たちは孤立しています。シェルターで保護した外国籍女性の話を聞いてみると、シェルターにたどり着いた女性と子供は氷山の一角であることがよくわかります。その後、シェルターにたどり着かない、支援が届かない外国籍被害女性と子供たちが実にたくさんいるのです。

緊急にシェルターに入ってきたある外国籍母子は、長く夫の暴力に耐えてきたが、たまたま外国籍支援の団体の助けがありました。逃げて、民間シェルターにたどり着きました。女性は、心身ともに衰弱していたために、しばらく国に帰って母親や兄弟に会いたと言いました。私は、それがいいと思つて同意し、母子は国に帰りました。ところが、その後、女性が帰国していることを突きとめた夫は、国まで後を追ひ、母子は夫の手により再び日本に連れ戻されてしまいました。帰国後も夫の暴力は続き、母子は再びシェルターに保護を求めて避難してきました。

このように、父親の暴力によって何度も生きる環境を変えなければならぬ子供たちは、想像ができません。子供のケアスタッフは忍耐強く子供と向き合い、時間がたつと、子供たちは心を聞いていきます。ただ、性的虐待や身体的虐待のひどい子供には、子供専門のカウンセラーが必要で

日本がハーグ条約に加盟した場合、このようにやむを得ない事情を抱えて避難している母子であっても、子の返還の申し立てがなされれば、ハーグ条約の原則にのっとって常居住国に子供を返還されてしまうのではないかと、の大きな懸念が

あります。ハーグ条約の国内実施法の運用に当たって、次のことを要望いたします。

避難してきた母子の所在調査について、特にDVや子供の虐待など、やむを得ない事情を抱えて避難してきた母子の場合には、被害者保護や子供の教育や医療の権利の観点から、民間シェルターや学校、医療機関などに情報提供を求めないこと。過去にDVや子供の虐待の実態があった場合には、返還されればその被害が再発する危険は極めて大きいので、そのような場合は子供の返還拒否を保障すること。海外において、日本人女性や子供がDV被害や虐待から保護され、裁判を受ける権利を保障されるよう、在外公館が必要な支援と保護の体制を整備すること。

DVや虐待に苦しむ日本人女性や子供への支援強化について申し上げます。

外務省も邦人保護を強化すると言っています。しかし、在外公館はもともDVや児童虐待の専門機関ではなく、相談や支援に習熟、精通した職員も配置もなく、一時保護や生活費援助など具体的に利用できる制度はありません。研修実施に加え、現地関係団体と連携して、以下の具体的対応を実施していただきたい。

まず、現地の支援機関に業務委託を行うこと。外務省は二ニューヨークの総領事の例を挙げますが、相談業務は、専門的知見と経験、他機関とのネットワークが必要で、これがなく、ただ話を聞くだけでは役に立ちませんので、これは大変歓迎すべきことだと思います。さらに、一時保護や同行支援についても、現地支援機関へ財政支援の業務委託を実施していただきたい。そして、随時、そのような支援拠点を各地に広げていただきたいと思ひます。

次に、法律相談や法的支援についても、現地の家族法専門弁護士を紹介するだけではなく、DV問題に詳しい弁護士などと領事館が顧問契約を交わし、その弁護士が法律相談や必要な法的支援を行うという体制を講じていただきたい。弁護士紹

介だけでは、その費用が支弁できず、相談も支援も受けられない場合が十分に懸念されるからです。

ハীগ審理の結果、返還された子供や母親は、返還後、非常な困難に直面し、ほぼ半数が夫からの暴力や脅威の被害を再びこうむっているという報告があります。子が返還された場合、在外公館の役割として、子供が安全で安定した生活を送れるよう、少なくとも三年以上にわたる支援を行うこと。また、返還された子供についての事後調査をきちんと実施し、実態を把握した上で、生じる問題について、子の最善の利益の観点から対策を講ずること。

以上のほか、有効、適切な在外邦人への支援について具体的な施策を検討するため、民間支援機関を含むDVや虐待の専門家によるワーキングチームを設置していただきたいと思ひます。

日本における国際結婚をした女性と子供について、DV被害や児童虐待防止と被害者保護の観点からの支援強化をしていただきたいと思ひます。以上、御清聴ありがとうございます。(拍手)

○石田委員長 ありがとうございます。

次に、棚浦参考人をお願いいたします。  
○棚浦参考人 私は、研究者として、長く、比較法的視点から、司法制度の比較、あるいは家族法、契約法の比較をしてきました。また、この五年間ほど、国際離婚あるいは国内の面会交流事件等も扱ってきました。

きょうは、その観点から、この問題について少し専門的な意見を述べさせていただきますと思ひます。

まず、ハীগ条約が批准されることは大変好ましいことだと思ひます。しかし、批准するということは、その条約の精神に沿って忠実にその実現を図ることであり、そうでない、批准したことはならないばかりか、国際的な信用をかえって失墜することにもなりかねません。私は、そうした懸念があるというふううに今回の批准法を見て思ひました。

まず、ハীগ条約の精神なんです、少しレジュメに沿ってお話しさせていただきます。

これは、言うまでもなく、ハীগ条約の前文にはつきりとうたわれています。それは、子を不法に連れ去りまたは留置により生ずる有害な結果から国際的に保護する、つまり、連れ去りが子に有害であるということがはつきりうたわれています。そして、連れ去りがあれば子を常居所を有する国に迅速に返還する、これを返還原則といいますが、これがハীগ条約の精神であります。

そして、各国の批准法を見ますと、アメリカの批准法、アメリカは、御案内のように、条約制定のころの主要なメンバーであり、またその後の国際的な判例の形成に大きな役割を果たしている国であります。アメリカの批准法を見ますと、その第二項に、議会は次のような認識を持って法を制定したということが書いてあります。ここに四つあります。

これは非常に重要だと思ひますが、まず第一は、子の連れ去りは子の福祉に有害である。それから二番目、子の連れ去りによって子の監護権を獲得することは許されないと。つまり、連れ去り勝ちには許されないと。つまり、連れ去り勝てた三番目に、子の連れ去りを防ぐためには、国際的な合意に基づく一致した協力が必要である。つまり、国際的な信義に基づいて国際的な協力が必要である、こういうふううに書いてあります。それで、最後に四項、子は、条約が定めた狭い例外とはつきり書いてありますが、そのいづれかが適用される場合を除いて迅速に返還されなければならぬ、こう入っています。

今回の日本の批准法に関しては、こうした条約の精神を高らかにうたった規定はありません。これは裁判官の条約適用の解釈において大きな指針となるものでありますので、ぜひこうした精神を改めて確認するような批准法が必要かと思ひます。

そして問題は、普遍化、ハীগ条約の十三条bを代表とするようなものですが、そこでは、子

の返還が子を心身の危険にさらし、その他子を耐えたい状態に置くこととなる重大な危険、これは英語では、グレイブリスクがある場合、こう書いてあります。日本の批准法二十八条一項四号はこの規定をそのまま受けたわけですが、実は二十八条二項に解釈規定を置いてあります。これは非常に世界の批准法で見ても異例です。

そして、この二項、幾つかありますが、ここで三つ取り上げてみました。

まず第一に、子が心身に有害な影響を及ぼす言動、「暴力等」とわざわざ書いてあるんですが、これを受けるおそれというふううに書いてあります。これは、先ほど挙げた重大な危険と比べて、おそれという形で要件が緩和されていることに御注意いただきたい。しかも、暴力等という形で、言葉、言動が含まれているというのが違います。

それから第二項の二号ですが、相手方、これは母親です、特に典型なのは母親ですが、母親がDVを受けた等という場合、これは面前暴力とい

いますが、確かに子に心理的外傷を与える場合があります。これもおそれというふううに出ています。

そして三号は、相手方の国において、常居所地国において子を監護することが困難な事情の有無というふううに書いてあります。先ほども説明がありましたが、あるいは、言葉が不自由であり、周りに親戚、友人がいない、生活が困難である、あるいは就職が困難で経済的に困難であるといった事情も、解釈上、三号の中に入ってしまうことになり

ます。これも非常に世界から見ると異例であります。たくさんの判例を私は読みましたが、こうした例はほとんど一蹴されています。

問題は、さらに二十八条二項は、そうした実体的に範囲が緩やかに規定されているだけじゃなくて、手続的な問題も含んでいます。二十八条二項は、今のような事情を列挙した後、その他一切の事情を考慮するという形で、包括的な裁量を裁判官に与える規定となっています。実は、条約の十

三条bが抽象的で曖昧であるというのではなく、かえって逆にこの二十八条二項が解釈を曖昧にしている、裁判官に大幅な裁量を与えているというところに御注意いただきたいと思ひます。

そして、こうした観点、先ほどの事情の大きな特徴として、おそれとか困難な事情、あるいは子のトラウマとなり、母親が戻れない事情、父親が十分に子供の面倒を見られない等の事情が詳細に検討されなければ子の返還をめぐる判断ができないことになり、結局、監護紛争に深入りしていくことになり、これがこそが実はハীগ条約が一番避けたかったことです。

連れ去った後、子供が長期に監護親のもとに置かれ、子供にとつて、子供の監護にとつて、時間こそが最大の敵であるというふううに書かれています。子供が新しい環境で一年、二年と過ぎてしまえば、もう戻れませんか。そういう面では、時間が勝負です。

そしてまた、立証責任の欠如もあります。これもアメリカの批准法を見ますと、厳格な証明責任を課しています。第四項が司法救済のことを書いた規定なんです、その(d)で、条約に一致するようと、わざわざ条約の趣旨をうたつた例外を明確かつ説得的な証拠で、これはあるいは確信を抱くに足る証拠というふううにも言われていますが、刑事の合理的な疑いを入れないに次ぐ、非常に重い証明責任だというふううに考えています。つまり、それぐらい返還原則を大切にしている形がアメリカの批准法であります。そして、それが世界の共通理解であるということを強調しておきたいと思ひます。

こうした日本の批准法のもとで、果たして本当に子供は帰されるのだろうかというのを多くの人が実際危惧しています。

実際、どれぐらい帰されているのかということ、二〇〇三年、さらに資料は二〇〇八年もあるんですが、二〇〇三年の資料を見ますと、これは

三

アメリカの例ですが、ほかの国でも同じようなものですが、返還命令が出された場合あるいは返還に同意した場合が約四七%、拒否が一二%です。それから、あとは係属中だとか取り下げですので、それを除きますと、約四対一の割合、つまり八割が返還されます。

果たして日本はこうした世界の水準に達するのでしょうか。そこを非常に私は危惧いたします。

確かに、ハーグ条約が制定されたときは、主として考えられていたのは、監護権がない者が監護親から子供を奪う、まさに誘拐を考えていました。しかし、もう既に、一九八一年にはアメリカで共同監護法ができるように、むしろ両方の親が離婚後も共同で子供を監護することが大切だ、そして、親の誘拐、英語ではベアレンタルアブダクションと言いますが、そういうものも犯罪である、それこそが子供の方から片親を失わせるものであるというふうな認識が急速に広まっていて、現在のハーグ条約の運用を形づくっています。

では、なぜ連れ去りがいけないのかということを変更して確認したいんですが、五ページのところで三つの弊害を端的にまとめました。

まず第一に、トラウマであります。これは、子にも親にとっても、両方です。これは、心理学ではポールビーという有名な学者が言いましたが、愛着対象の剥奪といえます。そしてまた、親にも大きなトラウマであります。親で、子供が死んで悲しまない親はいないわけです。しかし、先ほどの話にもありましたように、離婚で子供を失ってしまう親、三年あるいは永遠に失ってしまう親、その悲しみというのは非常に深いものがあるというふうに私は思います。

そしてまた、きのうまで本場に当たり前のようにかわいがっていた子供を突然奪われてしまえば、当然怒りが出てきます。そして、子供を取り戻そうと必死になります。そうしますと、対立が激化して、誓い合いの様相を示していきます。一層紛争がこじれていきます。子供の手を引っ張り

合うことになりま。

そして三番目、これは先ほども言いましたけれども、まさに子供の監護にとつては時間が勝負です。連れ去り勝ちが必ず起きてきます。幾らお父さん、パパっ子だった子供でも、最初は、ううん、会わなくてもいいとか、うつむいて言うんですが、やがて会いたくないとはつきり言います。それは、監護親が会ってほしくないというメッセージを伝えれば、弱い子供は、まして既に父親を失った子供は母親だけに頼らざるを得ませんので、結局は母親の意図と同じような形で父親に会うことを拒否します。

次に、では、こうした離婚というものは一体子供にどのような影響を与えるのかということについて心理学的な研究はどうなのかということについて見てみたいと思います。

ここではほんのさわりだけですが、アメリカでは非常に多くの研究があります。そして、その研究をまとめた、メタ分析というんですが、それを行ったジョン・ケリーという非常にすぐれた学者なんです。この結論は、離婚は心理的不適応及び学業の問題を引き起こすリスクを高める。つまり、離婚ははつきり言ってリスクなんだ、子供にとつてのリスクである。しかし、唯一の救いは、共同監護の結果を調べた三十三の研究では、結論として、どの物差しを使っても、そのように父親が深くかかわる場合には、子供の適応が非常によく、非離婚家庭と変わらないということが示されています。

これはアメリカだけの例じゃないかというふうな思われるので、昨年、政府の研究機関が発表したデータをたまたま見つけましたので、ぜひごらんいただきたい。七ページです。

これは子供のいる世帯の調査なんです。まず図表三三三を見ていただきますと、この下の方で、こういう子育ての悩みを持っていますかというところなんです。いじめ、非行、家庭内暴力いずれも、二人親世帯に比べて母子世帯は顕著に三倍から四倍、そうした悩みを抱えています。

そして、右側の図表三三五を見てください。これは、子供の不登校経験、現実に子供が不登校している、あるいは不登校していたという経験なんです。これも二人親世帯は三・八%にすぎないのに対して、母子世帯は二二・一%にも達しています。

そしてまた、図表四一五というのは、これは心理調査でうつ感情というのを調べたものですが、無業母子世帯というものは三四%、三人に一人の母親がうつ傾向であるというふうな診断。これは十人以上なんです。それに対して、二人親世帯の母親の場合にはわずか六・七%です。この母親のうつ傾向というものは、当然、子供の監護に影響を及ぼさないとはいえないと思います。

そういう面で、父親が離婚後も育児あるいは養育に関与してくれることは母親にとつても好ましい、もちろん、それは子供にとつても好ましいというふうには私は思います。

それでは最後に、そういう状況の中で果たして子供を返還して大丈夫なのかということを危惧されるわけですが、DVの被害者保護が一番大きな念頭に置かれる課題ですが、これに対する答えは、一言で言えば、常居所地国の法を信頼する。これは、ハーグ条約の先ほど挙げた三番目に、アメリカの批准法に書いてあるのと同じなんです。まさに国際的信頼と協調、つまり、他国の司法、法制度を信頼してそこに子供を帰すという、その相互信頼こそがこのグローバルな時代に不可欠なんだということですが、では、実際にアメリカではDV保護はどうなっているのか。

私は、昨年、二週間かけていろいろな裁判所をつぶさに見てきました。調査官だと検察官だと、裁判官、弁護士、全て会ってきました。そして、そこでいろいろなることを学んだんですが、DVについて非常に印象深かったのは、二十四時間、緊急保護命令が出せる。もしDV被害を受けていると言ったら、裁判官に電話すると、すぐその場で緊急保護命令を出すんですね。ただ、一つだけ条件がありまして、この電話をかけた

られるのは警察です。まず母親は警察を呼ばなきゃいけない。それで、警察が現場に来ると、警察官がDVを目撃した後、すぐに裁判官に電話します。二十四時間待機の裁判官がいます。そして、その場で保護命令を出します。そして、二週間後に再び法廷に出るという形の期日も入れていくわけですが、そして直ちに退去させます。こういう保護の徹底。

それからまた、連れ去り禁止。先ほど、連れ去ってFBIのウォンテッドリストに載せられているという話もありましたけれども、子の連れ去り禁止は全米にあります。刑罰も科されるわけですが、実は例外があります。ただし、直接に身体については刑罰は科しません。ただし、直接に身体

の傷害や情緒的被害を受けるであろうと真摯にかつ合理的に信じてという、つまり、それが第三者的に見ても合理的であるということが条件になります。単に主観的な訴えだけではなくて、そういう合理性があればそれを認めるということですよ。

最後に、もう一点だけですが、先ほど来、ノイリンガー判決のことが出ました。また、スイス法のことが出ました。だけれども、ノイリンガー判決については、ごく最近、すぐその後、半年ほど後に、イギリスの最高法院、最高裁、貴族院でその問題を扱った判決が出ました。そして、それについてはこういうふうな言っています。ノイリンガー判決は間違っている、なぜならば、それはまさにハーグ条約が排除しようとした監護権の紛争、つまり、誰が監護したらよいかという問題にこの問題を引き込むものであるというふうな言い方をして、ノイリンガーは適用されないというふうなイギリスの最高裁の判決は言っています。

結論として、このハーグ条約については、これは日本の社会慣行に反する外国の制度だというふうな言い方もされます。しかし、私は、ハーグ条約は外国の制度ではない、まさに国連の児童権利条約と同じように、現在必要とされる子供を守るための普遍的な国際人権であります。やはり離婚というものは子供にとつて大きなリスクです。そし

て、そのリスクを防ぐには、離婚しても親を失わない、離婚する前と同じように両方の親から愛情と養育を受ける、そういう社会を私たち日本がづくっていく必要があるというふうに私は強く思います。

○石田委員長 ありがとうございます。(拍手)

以上で参考人の方々の御意見の開陳は終わります。

○石田委員長 これより参考人に対する質疑に入ります。

○大口委員 公明党の大口でございます。

各参考人には、大変有意義な御意見、また体験談をお話いただきまして、ありがとうございます。

各皆様のお話を聞いておると、DV被害者の方、虐待を受けている被害者の方、そういう方々の本心に不安な、また命に及ぶ危険、恐怖におのいておる、そういうような状況も学ばせていただきました。

一方、渡邊参考人のお話、要するに、子を連れ去られたことによる苦しみ、そしてまた家庭の全てを破壊されてしまったことに対する怒り、さらにそれが司法に対する不信につながっている、こういう側面もお伺いさせていただきましたし、そういう連れ去られた父親だけでなく母親も多々いらっしゃる、こういうこともお伺いしたわけでございます。

そういうさまざまな現実の問題の中で、国境をまたぐ、監護権を侵害する不法の連れ去り、不法の留置、これについて国際的なルールを決めてやっていく、そのことがまた連れ去りの防止にもつながりますし、そして、例えばアメリカにおいては、一時帰国という条約もこの条約に入っていないために認められない、こういうような声も聞くわけでございます。

そこで、国内実法を見ますと、一条に、「子の利益に資する」ということが目的に書いてあるわけですが。要するに、「我が国における中央当局を指定し、その権限等を定めるとともに、子をその常居所を有していた国に迅速に返還するために必要な裁判手続等を定め、もって子の利益に資することを目的とする。」こういうふうに書いてあるわけですが。

一方、子の返還拒否事由ということで、二十八条の返還拒否事由の中に、二十八条の一項では子の利益のことを書いておられます。一項の一号には子が新たな環境に適応しているかどうかということが入っておりますし、そしてまた、今も御指摘がありましたように、一項の四号の子の心身に害悪を及ぼすということについての重大な危険等が拒否事由の判断になっております。あるいは、一項五号におきましては、子の意見を考慮するということ、そしてさらに返還されることを拒んでいる場合についても返還拒否事由となつておると。そして、二十八条の二項で、子が虐待を受けている、暴力等を受けるおそれがありますとか、DVに関して子の心理的外傷ということが触れられていたりするわけがあります。そして、執行につきましても、このことについて配慮が、心身への影響に対する配慮がなされておるわけでございます。

そこで、まず高橋参考人に、こういうハーグ条約として国内実法の目的、そして、その返還拒否事由においての子の利益ということ、子の最大の利益ということについてどういう形で今回工夫されたのか、これをお伺いしたいと思います。

そしてまた、長谷川参考人におかれましては、迅速な裁判ということと子の返還の利益を十分密議するということとの関係性、これがどうなのか。そして、棚瀬参考人にも同じ問いをお伺いしたいと思います。

○高橋参考人 先ほど、棚瀬教授が非常に的確に御説明くださいましたが、この条約は、違法な連れ去りに対する暫定的な救済を目的としているわけ

です。違法に連れ去った以上、もとの国に一回戻してください、そういうことなんです。戻された国で改めて、子供の成長のためにどういう形の親子関係を築くのがいいのか、親同士あるいは裁判所を交えて判断してください。違法に連れ去つてそのまま違法状態を固定すること、それを否定するというのがこの条約、そして私も必要網案をつくりました国内実法の目的でございます。

棚瀬教授が強調されましたように、子供にとって父親と暮らすのがいいのか母親と暮らせばいいのかという最終判断を今回の実法でするのはありません。違法な状態の原状回復なんですね。しかしながら、原状回復をすること自体が、もとの国に戻すことが子供にとってよくないことがある。典型例は、先ほど出てきている、残された親がDVであったりとか、あるいは薬物中毒やアルコール依存症であったりとか、そういうことがあるときに子供をもとに戻すこと自体が子供にとって危険である、こういうことで法律案はできているわけでございます。

棚瀬教授が御指摘のように、返還拒否事由の方が広い、帰さないことの方が広いというように一見条約からは見えるかもしれませんが、これは各国の判例を、読み方が棚瀬教授と私と違うのかもしれない、それが、それを見ますと、これぐらいまでは条約の解釈としてグローバルに、俯瞰的に行われていることだろうと考えて、こういうような網案を作成したわけでございます。

委員御指摘のように、子供の利益は帰すときに十分配慮いたしますし、先ほど申しましたように、強制執行の場合でも、子供の目の前で執行官が物理力を用いてというようなことはしないというように十分に配慮しているわけでございます。

民事執行法の原則から申しますと、これは執行不能、強制執行できないことをふやすのかもしれませんが、私どもは民事執行法も専門にしておりますので、その観点からは若干のちゅうちょはある

わけでございますが、子供の利益、子供のためという観点からは、これもやむを得ないものだと考えております。

あとは、この法律の趣旨をよく裁判所なり執行官なり弁護士なりが会得して、その事件その事件で最もよい解決をみんなが知恵を出し合つてつくっていくことだということに思っております。

以上でございます。

○長谷川参考人 御質問ありがとうございます。迅速な裁判で、条約上は六週間をめどにというふうな規定があることは私も存じておるのでありますけれども、実際の統計によりまして、返還命令が出されるまでの平均日数が百六十六日に対して、返還が拒否される事例では平均二百八十六日かかっているというふうに向つております。

つまり、迅速に帰せばいいというたてつけにはなつていても、恐らく、返還される裁判というのは不法の判断がしやすい事例なんだろうと思うんです。しかし、返還拒否する事例に長くかかっているということは、返還すると子供に重大な危険が及ぶのではないかと懸念があるから、それを丁寧に調べた結果、やはり帰させませんということになったんだと思うんです。

監護権侵害だとしても、一概にそれを帰してよいのかどうかというのは、具体的な子供を前にしたときに、裁判所あるいは関係者たちはやはり悩むんだらうと思うんですね。その結果がこの日数の違いにあらわれているというふうに思います。

このハーグ条約が採択されてから、子どもの権利条約が九年後に採択されております。そこで、公式には初めて、子供が人権の主体である、子供の最善の利益の主体であるということが確認されたわけですが。そういうものをあわせて考えてみますと、やはり、子供の重大な危険というものを考えるときに、子供が具体的に置かれた状況を無視して、子供の心身に有害な影響があるのかどうか、返還するときに耐えがたい状況に置かれるのかどうかということを決めるわけにはいかない。